

平成21年4月1日から『容器包装プラスチック』の分別収集開始。

『容器包装プラスチック』とは

「容器」とは商品を入れるもの（袋を含む）、「包装」とは商品を包むもので、『容器包装プラスチック』とはその中身を出したり使ったりした後、不要になるプラスチック製の容器や包装のことをいいます。

（プラスチックといっても、ビデオテープや歯ブラシ、洗面器等の商品そのものがプラスチックのものは対象外）

分別、出し方のポイント

①『**「**ラのリサイクルマーク**」**を確認する

②中身は必ず使い切って、汚れがある場合は洗うか古新聞などで拭いていただきて食品などの中身がついていない状態にする

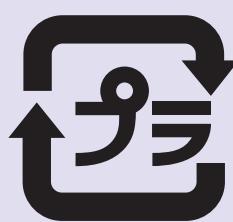
※汚れが落としにくいもの、汚れが落ちない場合は『燃えるゴミ』として出してください。容器包装プラスチックは資源として再利用するものです。汚れたものが混入すると、正しく出された他のものまで汚れてしまいます。

③**フタは必ず外してください。**（回収後の圧縮の際に妨げとなります）

④できるだけつぶしたり重ねたり切ったりして容積を減らして、各自治会指定のゴミステーションに配布している白色ネットに入れてください

※ネットに入る際に、レジ袋等にまとめて入れた状態で出していただいても構いません。ただし、選別処理の際に妨げとなるので袋の口はくくらないでください。
また下記のような容器包装プラスチックの種類ごとに分ける必要はありません。

カン・ビンどちらの日にも収集します。



←このリサイクルマークが付いているものが対象になります。



ボトル類

洗剤、シャンプー、調味料などの容器



カップ・パック類

卵のパック、豆腐、弁当などの容器



トレイ類

お惣菜、カレールーなどのトレイ、柄物トレイ
（※白色食品トレイは別です）



袋・ラップ類

パン、菓子袋、レジ袋、商品の外側フィルム、包装のラップ



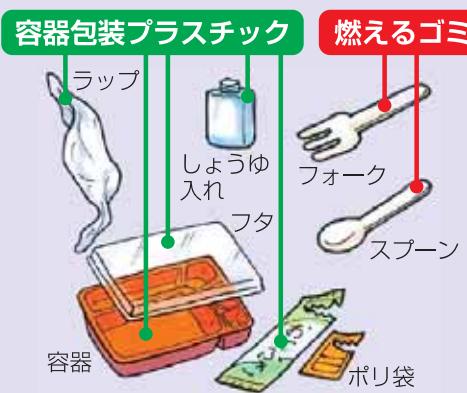
ふた、キャップ、その他

ペットボトルのキャップ、ペットボトル飲料等のラベル、錠剤の包装



緩衝材類

家電製品保護の発泡スチロール（角の部分はネットに入れた時にかさるのでカッターで3辺を切り分けて板状にして出してください。）、みかんのネットなど



◎各自治会指定のゴミステーションに配布している白色ネットに入れてください。



出し方の注意点

(1)菓子袋等は逆さにしてふるい、菓子くずを取り除いて出してください。

(2)ラップやカップに貼ってある値札等のシールは取っていただくにこしたことはありませんが、取りにくい場合はそのまま出していただいても構いません。

(3)発泡スチロールについては対象となっていますが、大量に発泡スチロールを出す場合は市内に引き取り業者がありそちらをご案内しますので生活環境課へお問い合わせください。また、事業所から出る分は引き取り業者に直接引き取ってもらってください。

(4)レジ袋で無地（透明）のものには『**「**ラマーク**」**の表示義務が無いため、表示の無いものもありますが対象物です。出していただいて構いません。

※分別収集の対象外となるもの

①ビデオテープ、プラスチック製のかご、歯ブラシ等のプラスチック製の商品 → 「燃えるゴミ」として出してください。

プラスチック製のものであっても『**「**ラマーク**」**が無ければ対象外です。（容器や包装ではなく商品そのものがプラスチック製のものは対象外です。）

②汚れているもの、汚れが落としにくいもの → 「燃えるゴミ」として出してください。

※『**「**ラマーク**」**の表示があるものでもこれまでと同様に「燃えるゴミ」として市指定の赤いゴミ袋で出していただいても収集は行います。



汚れが落としにくいものは燃えるゴミへ

形や大きさのために汚れを落とすことが困難なもの
チューブや小袋など



洗剤で洗わなければ汚れが落ちないもの
レトルト食品の袋など

洗うために水を多量に必要とするもの
納豆パックなど



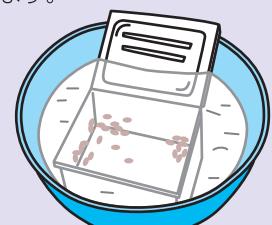
でも、こんな工夫をすれば…

容器包装プラスチックとして出すことができます

チューブは切り開けば、簡単に汚れを落とすことができます。



納豆パックは残り水などに付けおきしておけば、簡単に汚れを落とすことができます。



切り開けば、まだまだ中身が残っています。
そのまま捨ててしまえばもったいない……